

2026 年 10 月 9 日 ビジネス会計人クラブ 名古屋第 10 回定例会 結果報告

■内容 税務調査の最新動向と実務対応 ― AI 調査選定と税理士の備え ―

■講師 一般社団法人租税調査研究会主任研究員 清水 太一 氏（税理士）

今回の定例会では、国税庁・国税局において長年にわたり所得税・法人税・国際税務・資料調査課など多岐にわたる調査業務を担当され、行政文書開示請求を通じて最新の調査運営資料を継続的に分析されている清水太一氏を講師に迎え、近年大きく変化している「税務調査の選定方法」「簡易接触の強化」「AI 選定の実態」について、国税側の視点から、調査運営の最新動向・選定の仕組み・簡易接触の強化・AI 選定の実態を踏まえたうえで、顧問先への助言や調査対応に必要な論点が体系的に整理された内容となり、13 名が参加いたしました。

はじめに、国税庁が公表する調査件数の推移をもとに、コロナ禍以降の調査体制の変化が示されました。特に、所得税・法人税ともに 実地調査件数が大幅に減少 している一方、簡易な接触（お尋ね）件数が急増 している点が強調されました。名古屋国税局でも同様の傾向が顕著であり、簡易接触が 10 万件を超えるなど、調査の主軸が「臨場調査」から「書面・データによる接触」へ移行している現状が説明されました。

続いて、調査選定の基盤となる KSK2 と AI 選定 の仕組みについて、行政文書の開示資料をもとに詳細な解説が行われました。AI が「魔法の選定をしている」という誤解が広がっている一方で、実際には 電子申告の普及によりデータの精度が上がったことが選定精度向上の主因である と指摘されました。また、内訳明細書の取引先情報、反面調査履歴、CRS、CARF など、選定に利用されるデータの範囲が拡大している点も紹介されました。

さらに、近年特に強化されている 簡易な接触（お尋ね） について、生命保険一時金・先物取引・暗号資産・二か所給与など重点項目が整理されました。圧着ハガキによる通知が開始されており、期限までに回答がない場合は調査へ移行する可能性が高いこと、また誤った SNS 情報により「無視してよい」と誤解する納税者が増えている点が問題として挙げられました。法人税調査については、調査前に CSV データ提出を求められるケースが急増 している現状が共有されました。名古屋局は全国でも早期にこの運用を進めており、提出日が「調査開始日」として扱われる実務が確立している点が説明されました。国税通則法 74 条の 2 を根拠として提示されることが多く、顧問先への事前説明が重要であると指摘されました。

また、重加算税の付加に直結する 質問応答記録書 の取り扱いについて、実務上の注意点が具体的な事例を交えて紹介されました。調査官が事実関係を簡略化して記載するケースがあるため、「事実を時系列で正確に記載してほしい」と必ず伝えるべきであること、記録書の内容が誤っていたため重加算税が取り消された事例が存在することなど、実務家が押さえるべき重要ポイントが整理されました。

最後に、国税庁が推進する GS の導入状況についても触れられました。Teams を利用したオンライン調査が試行されているものの、第三者情報の扱いなど制約が多く、現時点では普及は限定的であることが説明されました。

<主な講演内容>

1、調査動向の変化

- ・ 実地調査件数の減少 ・ 簡易接触の急増（名古屋局は 10 万件超）・ 法人税の追徴税額の増加
- ・ 重加算税付加割合の上昇（名古屋局は約 25%）

2、選定システムと AI の実態

- ・ KSK2 の構造と選定ロジック ・ 電子申告によるデータ精度向上
- ・ CRS ・ CARF ・ 反面調査履歴などの活用 ・ AI 選定の限界と誤解

3、簡易接触の強化

- ・ 圧着ハガキによる通知 ・ 生命保険一時金・暗号資産・先物取引・二か所給与
- ・ 期限未回答時の調査移行 ・ SNS 上の誤情報への注意

4、法人調査の実務

- ・ CSV 提出要請の増加 ・ 提出日＝調査開始日の扱い ・ 国税通則法 74 条の 2 の提示
- ・ 顧問先への事前説明の重要性

5、質問応答記録書の留意点

- ・ 事実関係の簡略化への注意 ・ 時系列での正確な記載依頼 ・ 誤記載による重加算税取消事例

■懇親会

定例会終了後には、講師の清水先生を囲んで懇親会を開催いたしました。今回は 10 名の皆様にご参加いただき、有意義な交流の一時となりました。

